

# 野迫川村職員奨学金返還支援金要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、村を支える人材を確保し、奨学金返済者の修了初期における経済的負担を軽減するため支援金を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（大学院及び短期大学含む。）、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び専修学校並びに大学校（4 年生大学に相当するものに限る。）のいずれかをいう。
- (2) 申請者とは、本支援金を希望し、交付申請を行った者をいう。

## (交付対象者)

第3条 この支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 野迫川村において、任期の定めのない常勤の一般職として採用された者。
- (2) 大学等において、奨学金の貸与を受けていた者。
- (3) 大学等において貸与を受けた奨学金の返済期間が終了していないこと。
- (4) 大学等を卒業した者で、申請を行った日の属する年度の末日時点において満 30 歳未満の者。

2 前項の要件を満たす場合でも、次のいずれかに該当する場合は、対象者とならない。

ア 野迫川村暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する反社会的勢力でない者。

- イ 現に奨学金の返済を滞納している者。  
ウ 現に奨学金返済に係る他の支援を受けている者。  
エ その他不適切と認める事項に該当する者。

## (支援対象奨学金)

第4条 返還支援の対象となる奨学金は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」又は「第二種奨学金」
- (2) そのほか、村長が認める奨学金

## (支援金の額)

第5条 支援金の額は、第 7 条の規定による申請をする年度内に返還すべき奨学金の返還金額の 2 分の 1 とする。

- 2 繰上返還等による奨学金の返還額は、前項の規定する返還金額に含まないものとする。
- 3 第1項の支援金の額は、奨学金の返還に係る利子相当額は含めない。

(対象交付月数)

第6条 対象交付月数は120月分を限度とする。

(交付申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、支援金の交付を受けようとする年度ごとに、野迫川村奨学金返還支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、野迫川村長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの
  - (2) 奨学金の1年間の返還予定額がわかるもの
  - (3) 返還の滞納がないことがわかるもの
  - (4) その他村長が必要と認める書類
- 2 前項の規定する申請を、支援金の交付を受けようとする年度の4月1日から6月末日までに行った場合は、4月分からを対象期間とし、以後は申請月から対象期間とする。
- 3 申請年度を超えて引き続き支援金交付を受けようとする場合には、新たに第1項の規定による申請を行わなければならない。

(支援金の交付決定)

第8条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときには、野迫川村奨学金返還支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(内容変更等の届出)

第9条 前条に規定による支援金交付決定の通知を受けた者は、その内容に変更があった場合は、速やかに野迫川村奨学金返還支援金交付決定変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による変更申請の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、野迫川村奨学金返還支援金交付決定変更通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、支援金の交付決定を受けた年度内に返還すべき奨学金を全て返還したときは、支援金の交付決定を受けた年度の翌年度4月30日までに次に掲げる書類を添えて野迫川村奨学金返還支援金実績報告書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

- (1) 獎学金の返還の事実を証するもの
- (2) その他、村長が必要と認める書類

(支援金の請求)

第 11 条 交付決定者は野迫川村奨学生返還支援金交付請求書（様式第 6 号）を提出しなければならない。

(支援金の交付)

第 12 条 村長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに支援金の交付するものとする。

(支援金の返還)

第 13 条 村長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 支援金交付決定通知後 10 年を経過せずに野迫川村職員でなくなったとき。

(3) その他、村長が不適切と認めたとき。

2 村長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、野迫川村奨学生返還支援金交付決定取消通知書（様式第 7 号）により、当該取消しをした旨を交付決定者に通知するものとする。

3 村長は、前 2 項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合であって、当該支援金について既に支援金の交付しているときは、交付決定者に支援金の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。